

規 約

第1章 総則

- 名称 第1条 この団体は、正式名称を『社団法人 島根県サッカー協会 松江支部 松江レディースフットボールクラブ Ragazza』とし、略称を『Ragazza松江』とする。
- 所属 第2条 この団体は社団法人 島根県サッカー協会 松江支部直轄の団体である。
- 事務局 第3条 この団体の事務局は島根県松江市黒田町454-9 社団法人 島根県サッカー協会 松江支部内に置く。

第2章 目的及び事業目的

- 目的 この団体は、年齢を問わず、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目指し、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。
- 事業 第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、幅広い年代層によるサッカーの合同練習会を開催する。

第3章 会員

- 種別 第6条 この団体の会員は、この団体の目的に賛同して入会した次の2種とし、この2種を当団体の構成員とし、総会の議決権を有する。
① 正会員 日本協会に選手登録をするもの
② 練習会員 日本協会に選手登録をしないもの
- 入会 第7条 会員の入会については、特に条件をさだめない。
第2項 会員として入会しようとするものは、代表が別途定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
第3項 代表は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 会費 第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第4章 総会

- 種別 第9条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 構成 第10条 総会は、正会員及び練習会員をもって構成する。
- 開催 第11条 通常総会は、毎年1回開催する。
第2項 臨時総会は、会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- 召集 第12条 総会は、代表が召集する。
第2項 代表は、第11条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 議決 第13条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。
ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、このかぎりではない。
第2項 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 雑則

- 細則 第14条 この規則の施行について必要な細則は、運営会議を経て、代表がこれを定める。

第6章 附則

- 第1項 この規約は、この団体の設立の日から施行する。